

## 第一計画期間における優良事業者表彰基準（案）について

事業者排出量削減計画書制度として、京都市地球温暖化対策条例（以下、「条例」という。）に基づき、一定規模の温室効果ガスを排出する事業者（特定事業者）の自主的な排出量削減を図ることを目的として、平成23～25年度の3年間を第一計画期間と位置付け、特定事業者から提出された計画期間中の排出量削減の計画書及び報告書を京都市が総合的に評価し、公表を行う制度を運用している。

第一計画期間の終了に伴い、今年度に提出された報告書により第一計画期間の実績の総合評価（S、A、B、C、Dの5段階評価）を実施し、評価結果等を取りまとめて公表を行うとともに、優良事業者の表彰を実施する。

表彰は、以下の基準のとおり、実績の総合評価がS評価となった特定事業者の中から第一計画期間中の温室効果ガスの排出量削減の達成状況とその取組内容が優良である事業者に対し実施する。

### 優良事業者への表彰基準（案）

条例及び事業者排出量削減指針に基づき、第一計画期間の総合評価が最高のS評価となった事業者から、以下の基準により表彰する。

#### （1）排出量削減率等

当制度の報告内容のうち、「温室効果ガス排出量の削減率（排出量削減率）」、「原単位当たりの温室効果ガス排出量の削減率（原単位削減率）」、「重点的に実施する取組の実施率（重点対策実施率）」の3つの項目について、以下の基準を設定し、いずれかを満たす事業者を優良事業者の候補として訪問調査等を行う。

項目	基準
排出量削減率	削減率 <sup>※1</sup> が目標削減率 <sup>※2</sup> の10倍以上である
原単位 <sup>※3</sup> 削減率	削減率が20%以上である
重点対策 <sup>※4</sup> 実施率	実施率が120%以上である

※1 計画期間の平均排出量に対する基準年度排出量（平成20～22年度の平均排出量又は平成22年度排出量）からの削減率

※2 事業者排出量削減計画書制度において、特定事業者の排出の量の削減に関する目標として本市が求める平均の削減率であり、主たる業種の部門ごとに産業部門：2%、運輸部門：1%、業務部門：3%と規定するもの

※3 事業活動に伴う温室効果ガスの排出量を、事業者毎に設定した事業活動の指標で除すことにより計算したもの

※4 温室効果ガスの削減に寄与する対策の中で、基本的な取組であるもの、又は、地球温暖化対策に資する社会貢献の観点から実施を評価され得るものとして本市が定める対策

## (2) 排出量削減に向けた取組

温室効果ガスの排出量削減に向けて実施した取組が優れたものであり、第一計画期間中の排出量削減等の実績が、それらの取組により達成された事業者を表彰対象とする。

なお、優良事業者は環境関連の法令等に違反していないことを前提とする。

評価の視点	内 容
汎用性	他事業者においても広く参考となる取組である
独創性	事業者の創意工夫により実施された取組である
組織性	一部の担当者、組織による取組ではなく、組織的に実施された取組である
継続性	継続的に実施された取組であり、今後も継続的に実施され得る取組である
削減効果	取組の実施による削減効果が把握される取組である

### 【参考】 S評価事業者への表彰実施

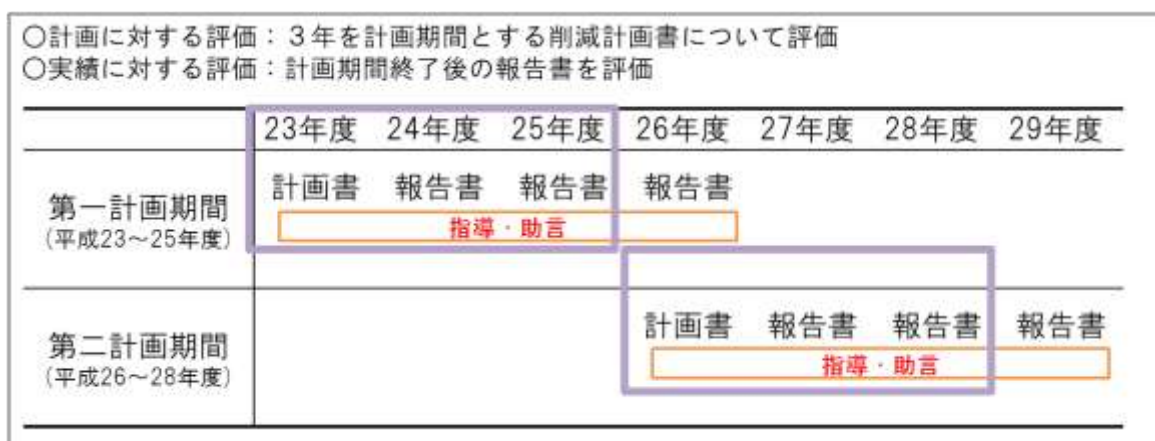
上記のとおり、S評価事業者の中から選定基準に基づいて優良事業者を選定し、表彰を行うが、同時にS評価事業者を対象に表彰を実施する。

事業者排出量削減計画書制度の概要

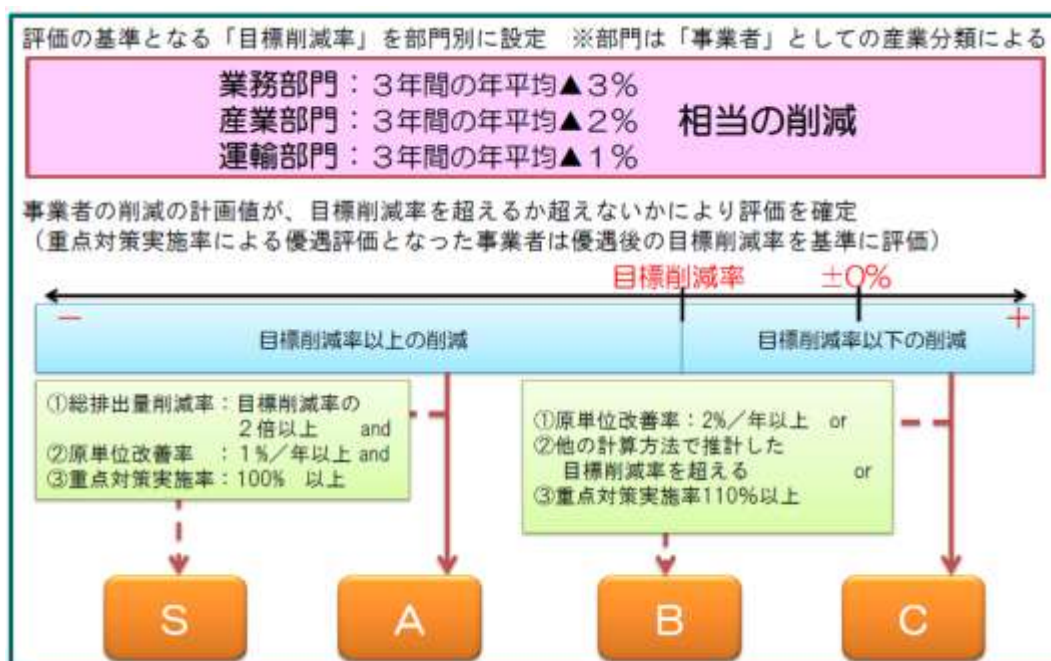
・特定事業者の該当要件

区分	要件
大規模エネルギー使用事業者	事業活動を行う際に使用される電気やガスなどのエネルギー使用量が、原油に換算して1,500キロリットル以上の事業者
大規模輸送事業者	トラック100台以上、バス100台以上、タクシー150台以上を保有する輸送事業者 鉄道車両150両以上を保有する鉄道事業者
その他の温室効果ガス大規模排出事業者	エネルギー使用に伴うものを除き、温室効果ガス排出量のうちいずれかの物質の排出量が二酸化炭素に換算して3,000トン以上の事業者

・事業者排出量削減計画書制度の計画期間と評価時期



・事業者排出量削減計画書制度における目標削減率と総合評価



### 優良事業者表彰の規定

#### 京都市地球温暖化対策条例（抜粋）

第32条 市長は、前条第1項の規定による評価の結果、第27条第2項第4号に掲げる目標※の達成の状況が特に優良であると認める計画書提出特定事業者を表彰するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、あらかじめ、地球温暖化対策に関し専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

※ 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減の目標

#### 事業者排出量削減指針（抜粋）

第19条 条例第32条の規定により表彰する特定事業者は、報告書に対する評価の結果がSとなった特定事業者の中から、地球温暖化対策に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて決定する。